

～目黒警察署からのお知らせ～

○ 交通課から

TOKYO交通安全キャンペーン

令和6年12月1日(日)～7日(土)



重点

- 高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 自転車と特定小型原動機付自転車等利用時の交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 違法駐車対策の推進



世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

自転車を利用する皆さんへ

—令和6年11月1日～改正道路交通法施行—

自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」にも道路交通法の罰則が適用されます。

1. 自転車の運転中における携帯電話使用等

- ・交通の危険→罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・保持→罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

2. 自転車の酒気帯び運転等

- ・酒気帯び運転→罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※飲酒運転周辺者三罪（車両提供罪、酒類提供罪、同乗罪）に自転車が含まれます。

○ 生活安全課から

KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT

**「間バイト」注意！
引き返せ！！**

KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT

警察はあなたと
あなたの家族を
確実に
保護する！

電話番号 110番
目黒警察署 03-3650-8500
（特設内線）目黒区役所 03-3650-8501
生活安全課 03-3650-4570
警視庁 目黒署 03-3710-0110